

議案第 1 2 5 号

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 3 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、渋川市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 8 号。以下「常勤職員の給与条例」という。）第 3 5 条の規定に基づき、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び期末手当の支払等)

第 2 条 報酬及び期末手当（以下「報酬等」という。）は、現金で支払わなければならない。

2 公務について生じた費用の弁償は、報酬には含まれない。

(報酬)

第 3 条 職員の報酬の額は、月額又は時間額で定めるものとする。

2 月額で報酬を定める職員の報酬の額は、月額報酬表（別表第 1）のとおりとする。

3 時間額で報酬を定める職員の報酬の額は、時間額報酬表（別表第 2）のとおりとする。

(報酬の支給)

第 4 条 前条の規定による報酬の支給方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法による。

(1) 月額で定める報酬 月の初日から末日までの期間につき報酬月額の全額を支給する。

(2) 時間額で定める報酬 月の初日からその月の末日までの間におけ

る勤務時間数により計算した額を支給する。

2 報酬の支給日は、規則で定める。

(報酬の減額)

第5条 職員が勤務しないときは、渋川市一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年渋川市条例第 号。以下「一般職非常勤職員の勤務時間条例」という。）第10条において準用する渋川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年渋川市条例第34号。以下「常勤職員の勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（以下「祝日法による休日」という。）（一般職非常勤職員の勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は一般職非常勤職員の勤務時間条例第10条において準用する常勤職員の勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（一般職非常勤の勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第6条 職員に定められた勤務時間（他の事業場において定められた勤務時間及び職員として任用される以前から他の事業場において勤務する職員の場合には、当該事業場におけるその者に定められた勤務時間外に勤務した時間を含む。以下この条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項の規定により支給する時間外勤務に係る報酬については、常勤職員の給与条例第22条第1項から第4項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「職員に定められた勤務時間（他の事業場において定め

られた勤務時間及び職員として任用される以前から他の事業場において勤務する職員の場合には、当該事業場におけるその者に定められた勤務時間外に勤務した時間を含む。以下「正規の勤務時間」という。) 外に勤務することを命ぜられた職員」と、「第25条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額」とあるのは「渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年渋川市条例第 号）第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬額」と、「時間外勤務手当」とあるのは「時間外勤務に係る報酬」と、同項第1号中「次条」とあるのは「渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例第7条」と、「休日勤務手当」とあるのは「休日勤務に係る報酬」と、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「職員」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条」とあるのは「渋川市一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年渋川市条例第 号）第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条」と、「第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬額」と、「時間外勤務手当」とあるのは「時間外勤務に係る報酬」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条」とあるのは「渋川市一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条」と、「第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬額」と、「時間外勤務手当」とあるのは「時間外勤務に係る報酬」と読み替えるものとする。

（休日勤務に係る報酬）

第7条 職員が祝日法による休日等（一般職非常勤職員の勤務時間条例第3条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が一般職非常勤職員の勤務時間条例第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等において、一般職非常勤職員の勤務時間条例第7条第1項に規定

する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命ぜられた場合は、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（夜間勤務に係る報酬）

第8条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額を報酬として支給する。

（勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第9条 月額で報酬を定める職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第3条第2項に規定する報酬に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間数で除して得た額とする。

2 時間額で報酬を定める職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第3条第3項に規定する報酬額とする。

（報酬の端数計算）

第10条 第5条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第6条から第8条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（期末手当）

第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上の職員のうち規則で定める者に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。

2 任期の定めが6月未満の職員のうち、次に掲げる職員については、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。

- (1) 1 会計年度内における任期の合計が6月以上である職員
 - (2) 6月に期末手当を支給する場合において、当該職員の任期の定めと前会計年度における12月2日以降の任期の定めとの合計が6月以上である職員
- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の80を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
 - (4) 2か月超3か月未満 100分の30
 - (5) 2か月以下 0
- 4 前項の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 基準日において時間額で報酬を定める職員（次号に該当する者を除く。） 基準日以前6か月以内の職員として受けるべき時間額又は月額で定める報酬の1月当たりの平均額
 - (2) 基準日において月額で報酬を定める職員 基準日現在において職員として受けるべき報酬の月額
(通勤に係る費用弁償)
- 第12条 職員が常勤職員の給与条例第19条第1項各号に規定する通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に要する費用を弁償する。
- 2 前項の規定による通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を勤務1回につき支給する。
- (1) 常勤職員の給与条例第19条第1項第1号に規定する支給要件に該当する職員 実費額
 - (2) 常勤職員の給与条例第19条第1項第2号に規定する支給要件に該当する職員 常勤職員の給与条例第19条第2項第2号において自動車等の使用距離の区分ごとに規定された額を20で除して得た額
 - (3) 常勤職員の給与条例第19条第1項第3号に規定する支給要件に

該当する職員 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 前項の規定にかかわらず、同項第1号に該当する場合において、常勤職員の給与条例第19条第2項第1号により算定した支給単位期間に係る運賃等相当額が同期間における実費弁償額と比して低額となる場合は、同号に規定する1か月当たりの運賃等相当額をもって、1か月の通勤に係る費用弁償の額とする。

4 第2項の規定に基づく費用弁償の1か月当たりの支給上限額は、次のとおりとする。

(1) 第2項第1号又は第3号の規定により算出する場合 5万5,000円

(2) 第2項第2号の規定により算出する場合 勤務20回分に相当する額

5 通勤に係る費用弁償は、その月分を翌月の報酬の支給日に支給する。

(期末手当及び通勤に係る費用弁償の端数計算)

第13条 第11条第3項に規定する期末手当の額、同条第4項に規定する期末手当基礎額又は前条に規定する通勤に係る費用弁償の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第14条 職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額及び支給方法については、常勤職員の例による。

(休職者の報酬等)

第15条 職員が法第28条第2項又は渋川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年渋川市条例第29号）第2条の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、これにいかなる報酬等も支給しない。

(口座振込)

第16条 職員の報酬等は、職員の申出により口座振込の方法によって支払うことができる。

(報酬等及び費用弁償の特例)

第17条 職員のうち、その職務の特殊性その他特別の事情により、この条例の規定によることが著しく困難である場合には、別に任命権者が定める。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

月額報酬表

適用範囲	号給	報酬額 (円)
1 一般事務等職員	1	171,300
	2	172,600
	3	174,000
	4	175,300
	5	176,600
	6	177,900
	7	179,200
2 消費生活センター相談員その他の職員で規則に定めるもの	1	172,800
	2	174,100
	3	175,500
	4	176,800
	5	178,100
	6	179,500
	7	180,800
3 公民館長その他の職員	1	186,600

で規則に定めるもの	2	1 8 8 , 0 0 0
	3	1 8 9 , 5 0 0
	4	1 9 1 , 0 0 0
	5	1 9 2 , 4 0 0
	6	1 9 3 , 8 0 0
	7	1 9 5 , 2 0 0
	4 保育士（担任）、幼稚園教諭（担任）	1
2		1 9 6 , 3 0 0
3		1 9 8 , 0 0 0
4		1 9 9 , 4 0 0
5		2 0 0 , 9 0 0
6		2 0 2 , 4 0 0
7		2 0 3 , 9 0 0
5 生活相談員	1	2 0 7 , 3 0 0
	2	2 0 8 , 8 0 0
	3	2 1 0 , 6 0 0
	4	2 1 2 , 1 0 0
	5	2 1 3 , 7 0 0
	6	2 1 5 , 3 0 0
	7	2 1 6 , 9 0 0
6 防災専門員	1	2 1 8 , 6 0 0
	2	2 2 0 , 2 0 0
	3	2 2 2 , 0 0 0
	4	2 2 3 , 7 0 0
	5	2 2 5 , 4 0 0
	6	2 2 7 , 0 0 0
	7	2 2 8 , 7 0 0
7 幼稚園長	1	2 5 3 , 8 0 0
	2	2 5 5 , 7 0 0
	3	2 5 7 , 8 0 0

	4	2 5 9, 7 0 0
	5	2 6 1, 7 0 0
	6	2 6 3, 6 0 0
	7	2 6 5, 6 0 0
8 選別農薬農法指導員	1	7 5, 7 0 0
	2	7 6, 2 0 0
	3	7 6, 9 0 0
	4	7 7, 4 0 0
	5	7 8, 0 0 0
	6	7 8, 6 0 0
	7	7 9, 2 0 0
9 北橘歴史資料館長	1	1 0 7, 0 0 0
	2	1 0 7, 8 0 0
	3	1 0 8, 7 0 0
	4	1 0 9, 5 0 0
	5	1 1 0, 3 0 0
	6	1 1 1, 1 0 0
	7	1 1 1, 9 0 0
1 0 社会教育指導員	1	1 2 9, 0 0 0
	2	1 2 9, 9 0 0
	3	1 3 1, 0 0 0
	4	1 3 2, 0 0 0
	5	1 3 3, 0 0 0
	6	1 3 4, 0 0 0
	7	1 3 4, 9 0 0
1 1 教育研究所所長	1	1 4 9, 2 0 0
	2	1 5 0, 3 0 0
	3	1 5 1, 5 0 0
	4	1 5 2, 7 0 0
	5	1 5 3, 8 0 0

	6	1 5 4, 9 0 0
	7	1 5 6, 1 0 0
1 2 青少年センター指導員	1	1 5 0, 0 0 0
	2	1 5 1, 1 0 0
	3	1 5 2, 3 0 0
	4	1 5 3, 5 0 0
	5	1 5 4, 6 0 0
	6	1 5 5, 8 0 0
	7	1 5 6, 9 0 0
1 3 家庭児童相談員	1	1 7 3, 2 0 0
	2	1 7 4, 5 0 0
	3	1 7 5, 9 0 0
	4	1 7 7, 2 0 0
	5	1 7 8, 6 0 0
	6	1 7 9, 9 0 0
	7	1 8 1, 2 0 0

備考 第1項から第7項までの職員のうち、一般職非常勤職員の勤務時間
 条例第3条第1項の規定により定められた勤務日が5日未満の場合は、
 勤務日を5日で除して得た数を乗じて得た額とすることができる。この
 場合において、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものと
 する。

別表第2（第3条関係）

時間額報酬表

適用範囲	号給	報酬額（円）
1 事務補助員その他の職員で規則に定めるもの	1	8 7 0
	2	8 7 5
	3	8 8 0
	4	8 9 0
	5	8 9 5
	6	9 0 0

	7	9 1 0
2 温泉・観光施設等職員 その他の職員で規則に定 めるもの	1	9 1 5
	2	9 2 0
	3	9 2 5
	4	9 3 5
	5	9 4 0
	6	9 5 0
	7	9 5 5
3 調理員	1	9 4 0
	2	9 4 5
	3	9 5 5
	4	9 6 0
	5	9 6 5
	6	9 7 5
	7	9 8 0
4 特別支援教育支援員そ 他の職員で規則に定め るもの	1	9 6 0
	2	9 6 5
	3	9 7 5
	4	9 8 0
	5	9 8 5
	6	9 9 5
	7	1, 0 0 0
5 調理員兼給食配送補助 員	1	9 8 0
	2	9 8 5
	3	9 9 5
	4	1, 0 0 0
	5	1, 0 1 0
	6	1, 0 1 5
	7	1, 0 2 5
6 保育士・幼稚園教諭そ	1	1, 0 4 0

の他の職員で規則に定めるもの	2	1, 0 4 5
	3	1, 0 5 5
	4	1, 0 6 0
	5	1, 0 7 0
	6	1, 0 8 0
	7	1, 0 8 5
	7 就業援助相談員その他の職員で規則に定めるもの	1
2		1, 2 4 0
3		1, 2 5 0
4		1, 2 6 0
5		1, 2 7 0
6		1, 2 8 0
7		1, 2 9 0
8 手話通訳士（者）	1	1, 2 4 5
	2	1, 2 5 0
	3	1, 2 6 0
	4	1, 2 7 0
	5	1, 2 8 0
	6	1, 2 9 0
	7	1, 3 0 0
9 給食配送運転手その他の職員で規則に定めるもの	1	1, 2 9 5
	2	1, 3 0 0
	3	1, 3 1 5
	4	1, 3 2 5
	5	1, 3 3 5
	6	1, 3 4 5
	7	1, 3 5 5
10 看護師その他の職員で規則に定めるもの	1	1, 3 9 0
	2	1, 4 0 0
	3	1, 4 1 0

	4	1, 4 2 0
	5	1, 4 3 0
	6	1, 4 4 0
	7	1, 4 5 0
1 1 非常勤講師	1	1, 4 1 5
	2	1, 4 2 5
	3	1, 4 3 5
	4	1, 4 4 5
	5	1, 4 5 5
	6	1, 4 6 5
	7	1, 4 8 0
1 2 保健師・助産師その他の職員で規則に定めるもの	1	1, 5 7 5
	2	1, 5 8 5
	3	1, 6 0 0
	4	1, 6 1 0
	5	1, 6 2 0
	6	1, 6 3 5
	7	1, 6 4 5
1 3 マイクロバス等運転手	1	1, 6 1 5
	2	1, 6 2 5
	3	1, 6 4 0
	4	1, 6 5 0
	5	1, 6 6 5
	6	1, 6 7 5
	7	1, 6 9 0
1 4 教育研究所巡回相談員その他の職員で規則に定めるもの	1	1, 6 4 0
	2	1, 6 5 0
	3	1, 6 6 5
	4	1, 6 7 5
	5	1, 6 9 0

	6	1, 7 0 0
	7	1, 7 1 5
1 5 教育研究所相談員その他の職員で規則に定めるもの	1	1, 9 3 5
	2	1, 9 4 5
	3	1, 9 6 5
	4	1, 9 8 0
	5	1, 9 9 5
	6	2, 0 1 0
	7	2, 0 2 0
1 6 准看護師（診療所）	1	1, 2 2 5
	2	1, 2 3 0
	3	1, 2 4 0
	4	1, 2 5 0
	5	1, 2 6 0
	6	1, 2 7 0
	7	1, 2 8 0
1 7 看護師（診療所）	1	1, 4 2 5
	2	1, 4 3 5
	3	1, 4 4 5
	4	1, 4 5 5
	5	1, 4 6 5
	6	1, 4 8 0
	7	1, 4 9 0
1 8 薬剤師（診療所）	1	2, 9 4 0
	2	2, 9 6 0
	3	2, 9 8 5
	4	3, 0 0 5
	5	3, 0 3 0
	6	3, 0 5 0
	7	3, 0 7 5

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定める必要があるため、条例を制定しようとするものである。